

中央卸売市場センターヤード一時停止喚起器具設置業務仕様書

1. 業務目的

センターヤード通行带上段に点滅器の設置を行う。

2. 履行場所

- (1) 施設名：札幌市中央卸売市場 センターヤード
- (2) 住 所：札幌市中央区北12条西20丁目2-1

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月30日（月）まで

4. 業務内容

- (1) センターヤード点滅器設置
点滅器 LED AC100V 赤色灯
320mm×320mm×300mm程度（フード部含む） 3台
同上取付金物 溶融亜鉛メッキ 3組
電線管 GZ28 定尺 18本
KIC28 15m
電線 EM-CE 3.5sq-3c 114m
プルボックス 200×200×150 溶融亜鉛メッキ 折返防水 接地端子付 4個
点滅器設置 一式
配管敷設・配線作業 一式
動作試験調整 一式
雑材消耗品 一式
- (2) 作業に必要な高所作業車は受託者で調達すること。また、作業時は安全に配慮し、交通誘導員を配置すること。
- (3) その他協議による。

5. 仕様等

本仕様書に記載されていない事項は、下記に基づき実施すること。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- (3) 土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）

6. 作業時間

平日午後又は休市日とするが、事前に委託者と調整し承諾を得ること。

7. 提出書類

- (1) 施工前
 - ① 業務工程表
- (2) 完了時
 - ① 業務完了届 1部
 - ② 業務報告書（写真含む）1部

8. 環境に配慮した業務履行

受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

具体的には以下の事項について積極的に取り込むこと。

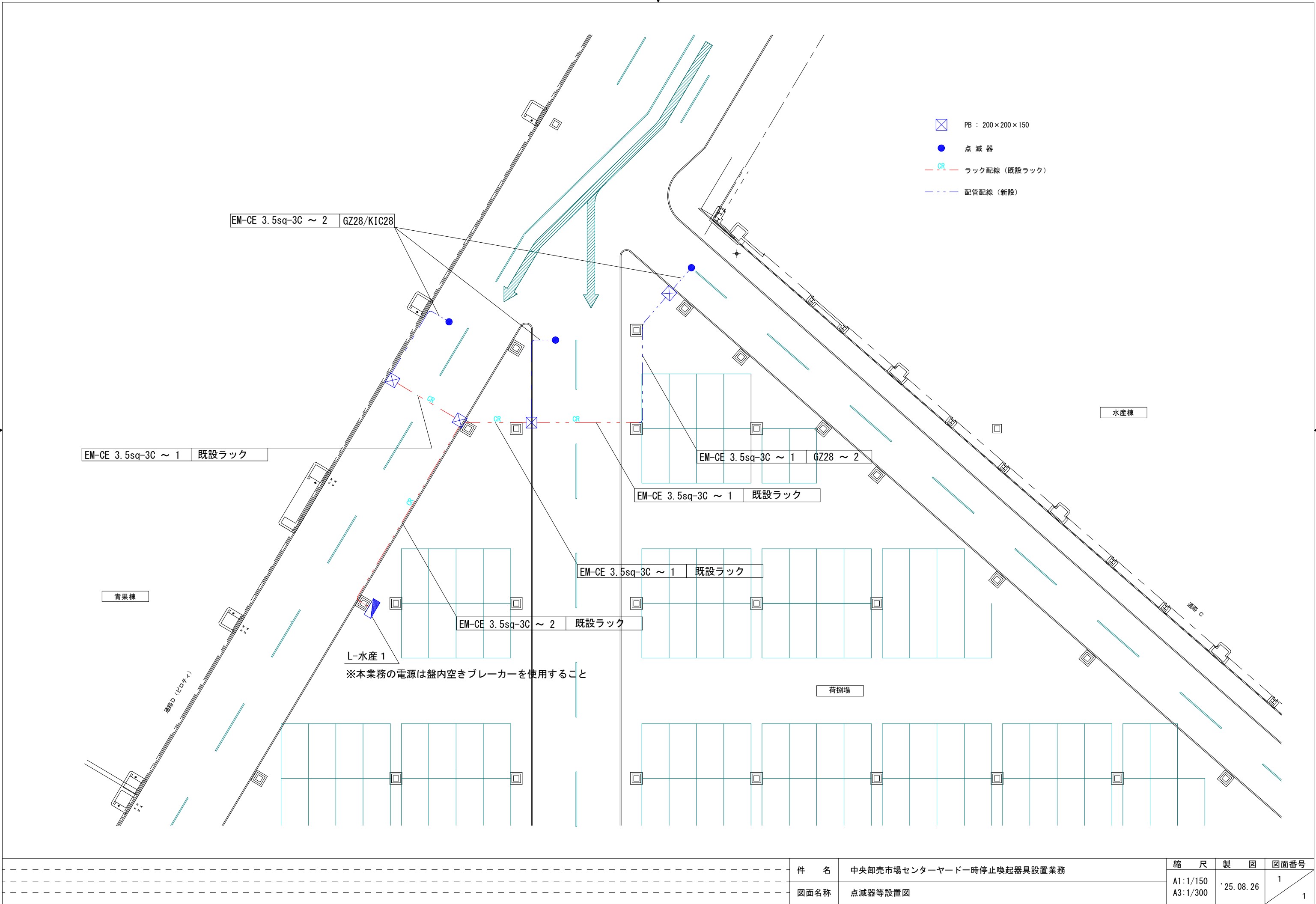
- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両の使用及びエコドライブの推進
- (6) 業務に係る用品等のグリーン物品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9. 要領・その他

- (1) 受託者は事前に工程等について委託者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を図ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 受託者は作業の実施にあたり、市場関係者又は第三者に対する事故防止に努め、事故に対する一切の責任を負うこと。
また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は作業の実施にあたり、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に報告の上、適切な処置を行うこと。
- (4) 業務に必要な工具、計測機器等の機材、消耗部材等は、原則として受託者負担とする。
- (5) 什器、照明機器を同等品に選定する場合、事前に業務主任に確認を行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項、疑義等は、委託者との協議によること。

10. 問い合わせ先

札幌市中央卸売市場管理課管理係 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
TEL : 011-611-3111 FAX : 011-611-3138



			件 名	中央卸売市場センターヤード一時停止喚起器具設置業務	縮 尺	製 図	図面番号
			図面名称	点減器等設置図	A1:1/150 A3:1/300	25. 08. 26	1